

標準処理期間

法	条項号	申請の種類（規模）	処理期間
宅地造成及び特定盛土等規制法 （通称：盛土規制法）	12条	宅地造成又は特定盛土等工事の許可	30日
	16条	宅地造成又は特定盛土等工事の変更の許可	30日
	12条	土石の堆積の許可	14日
	16条	土石の堆積の変更の許可	14日
都市計画法	29条	開発行為の許可（2,000㎡未満）	30日
	29条	開発行為の許可（10,000㎡未満）	40日
	29条	開発行為の許可（100,000㎡未満）	60日
	29条	開発行為の許可（100,000㎡以上）	80日
	35の2-1	開発行為の変更の許可（2,000㎡未満）	30日
	35の2-1	開発行為の変更の許可（10,000㎡未満）	30日
	35の2-1	開発行為の変更の許可（100,000㎡未満）	35日
	35の2-1	開発行為の変更の許可（100,000㎡以上）	45日
	37条	開発許可を受けた土地の建築制限等（全て）	15日
	41-2	形態制限区域内の建築許可（全て）	15日
	42-1	予定建築物以外の建築許可（全て）	15日
	43-1	開発許可を受けた土地以外の建築許可（全て）	15日
	45条	地位承継承認（全て）	15日

- 備考 1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備の訂正等に要する期間は含みません。
2. 標準処理期間の日数は、市の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める休日、12月29日から1月3日）は含みません。 ※標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合も
3. 盛土規制法の許可と開発行為の許可等と併願の場合は、長い方の期間となります。
4. 他法令の許可等が必要な場合は、担当部署と協議を行い、同時期に許可しますので標準の期間より期日を要する場合があります。
5. 溪流等での申請では、有識者より技術的助言を頂く場合があるなど通常より日数を要する場合があります。
6. 50ha以上の宅地造成工事の許可と開発行為の許可については、国土交通省との協議が必要となり、標準の期間より期日を要する場合があります。